



国有財産売り出しのお知らせ

次の国有財産を先着順により売り出します

■受付期間

平成27年2月5日(木)から平成27年5月8日(金)まで

物件番号	所在地(住居表示)				売却価格	
507	岡山市中区門田文化町三丁目990番1外2筆 (同所7番街区)				6,140,000円	
	区分	現況地目	実測数量	用途地域	建ぺい率(%)	容積率(%)
	土地 工作物	宅地	440.00㎡(約133坪) 一式	一種住居	60	200
						

■すぐに購入できる物件の売却

・すぐに購入できる物件は、既に一般競争入札を実施したものの、落札に至らなかった物件を先着順にて売却する物件です。
 国有財産の売却情報は中国財務局のホームページでもご覧いただけます。
 中国財務局ホームページ(国有財産の売却情報)
<http://chugoku.mof.go.jp/kokuyu/kansou/uri/new.htm>
 ・物件の有無は日々変動しており、ホームページの更新にもタイムラグが生じますので、申請手続きに当たっては、事前に物件の有無を岡山財務事務所管財課まで必ず確認してください。
 また、物件の詳細を現地や中国財務局ホームページにある物件調書等でご確認願います。
 ・契約を締結した場合は、その内容(物件所在地、登記地目、数量、不落等随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の個人・法人の別、法人にあってはその業種)を中国財務局ホームページで公表します。

■お問い合わせ先

中国財務局 岡山財務事務所
管財課(期間入札担当)
 岡山市北区桑田町1-36 岡山地方合同庁舎4階
 TEL086-223-1131(内線446)

■すぐに購入できる物件の購入手続きの概要

1. 売却相手方の決定方法

(1) 売払申請書の受理

買受けを希望される方は、中国財務局ホームページにある「売払申請書」(PDF形式)に必要事項を記載し、実印を押印のうえ、必要書類を添付して、岡山財務事務所へ持参または郵送してください。

ただし、同日に複数の方から申請があった場合は、申請者の抽選(日時、場所等は別途連絡)により売払申請書を受領する方の順序(第1~第3順位まで)を決定します。

(2) 売却相手方の決定

売払申請書を受領した後、警察当局に対し暴力団又は警察当局から排除要請がある者に該当するか否かの照会を行い、「排除要請なし」との回答を受けた場合にその方を売却相手方と決定します。

なお、抽選により売払申請書を受領している場合で、第1順位の方が「排除要請あり」となった場合には、排除要請のない方で次順位の方を売却相手方と決定します。

(3) その他注意事項

提出書類に不備等がある場合のほか、申請書の「売払希望価格」欄に公表価格に満たない金額を記載された場合には、売払申請書を受領できません。

2. 必要な添付書類

★個人・法人共通

誓約書

(1) 個人の場合
住民票謄本、印鑑証明書(発行後3ヶ月以内のもの)

(2) 法人の場合
現在事項全部証明書、印鑑証明書(発行後3ヶ月以内のもの)、役員一覧

3. 契約

売却相手方を決定した後、速やかに売買契約を締結します。なお、印紙税は購入者に負担していただきます。

4. 購入代金の支払い

次のいずれかの方法により支払うこととなります。

(1) 売買契約時に全額支払う。

(2) 売買契約時に契約保証金(売買代金の1割以上)を納付し20日以内に残額を支払う。

(契約時期によっては、一旦全額を支払っていただき、後日、契約保証金を還付する場合もあります。)

5. 所有権の移転

国が所有権の移転登記を行います。
 登録免許税は購入者の負担となりますが、登記手数料は必要ありません。